

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第124号



【相談事例紹介】子どもがスマートフォンのゲームで高額な課金をしていた！

相談 クレジットカードの請求がいつもより高額だったため調べると、子どもが親のスマートフォンでゲームをして課金していた。親は承諾していないので取り消してほしい。

回答 このような相談では、保護者の同意がない**未成年者契約**として取り消しを求めて**プラットフォーム事業者***と話し合いますが、必ずしも認められるとは限りません。

子どもが保護者のアカウントを使って課金をする、保護者が承諾したとみなされることもあります。また、子どもが成人と年齢を偽って課金をする、未成年者契約と認められないこともあります。認められた場合でもアカウントが停止され、返金まで相当な期間を要します。

【トラブルに遭わないためには】

- 家庭内で**ゲーム利用のルールを決めておく**。
 - 利用時間や課金、閲覧を制限する「**ペアレンタルコントロール**」を設定する。
 - パスワードは厳重に管理し、定期的に変更する**。
 - クレジットカード会社や携帯電話会社からの**決済完了通知やメール**が届くように設定し、内容を**必ず確認**する。
 - 子どもに端末を渡す前に**アカウントをサインアウト**する。
 - 共有する端末には、**クレジットカード情報を登録しない**。
- ※トラブルが発生した場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。

*プラットフォーム事業者…AppleやGoogleなどのアプリを提供する事業者

消費生活センターから

～モバイルバッテリーを安全に使うために～

- 必ずPSEマーク付きの製品を選びましょう。
- 特に夏の車内や直射日光下など、高温になる場所には置かないようにしましょう。
- 膨らみや変形に気付いたら使用をやめて、適切に処分しましょう。



PSEマーク

見守り 新鮮情報

現在**契約**している**事業者**を**名乗って**「利用している**光回線**を**新しく**する。通常は数千円かかるが今回は**無料**だ」と電話が掛かってきた。負担がないならよいと思い申し込んだ。数日後、申込書が送付されたが、**送付元**は契約している事業者ではなく**別会社**だった。室内工事費として約**3万円**の記載もある。工事業者から「工事日が明後日に決まった」と連絡があった。契約先や契約内容がはっきりしないので解約したい。(60歳代)



光回線の 契約トラブルに注意

ひとこと助言

- 光回線の電話勧誘トラブルに関する相談が依然として寄せられています。勧誘された際は、必ず事業者名やサービス名を確認し、連絡先を聞いておきましょう。
- 光回線サービスの電話勧誘の場合、事業者は原則、契約前に書面を交付し、料金や提供の条件を説明する義務があります。事業者に書面の提出を求め、改めて電話で書面の説明を受けた上で必要な契約か判断しましょう。毎月の支払額やオプションの有無、解約金などについてもよく確認しましょう。
- 必要がなかったり、説明を受けても内容が分からなかったりする場合はきっぱり断りましょう。
- 困ったときは、お住いの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費生活センター188)

引用:「見守り新鮮情報 第538号(2026年4月9日発行)」

幕別町消費生活センター(電話相談: ☎55-5800)

窓口

札内 月曜～金曜
幕別 火曜・木曜
忠類 第2・4水曜

午前9時～午後4時
※忠類: 事前予約が必要

札内コミュニティプラザ 消費生活センター
役場1階相談室
忠類コミュニティセンター

副業サポートや投資の名目で



させる
業者に

注意!

—複数の貸金業者から
次々と借り入れさせる手口が目立ちます—

- ◆「簡単に稼げる」「すぐに元が取れる」などの甘い言葉をうのみにせず、借金をしてまで契約しないようにしましょう
- ◆安易に遠隔操作アプリをインストールしたり、副業や投資などを勧誘する業者と画面を共有したりしないようにしましょう
- ◆不安に思った場合やトラブルが生じた場合には、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう

→ 消費者ホットライン「**188**」番



独立行政法人 **国民生活センター**

2026年5月